日調連発第２０５号
令和８年１１月６日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

法務局及び地方法務局における窓口事務の対応時間について（参考送付）

標記の窓口対応時間の見直しについては、本月 5 日付け日調連発第 203 号をもってお知らせし、会員への周知方につき依頼したところですが、法務省民事局総務課から、別添のとおり情報提供がありましたので、参考までに送付します。

法務省民総第８６７号
令和８年１０月２７日

法　務　局　長　殿
地方法務局長　殿

法務省民事局長
法務省人権擁護局長
法務省訟務局長
（公　印　省　略）

法務局及び地方法務局における窓口事務の対応時間について（通達）

法務局及び地方法務局（支局及び出張所を含む。以下「法務局」という。）における窓口事務の対応を下記のとおり取り扱うこととしたので、貴管下職員に周知方お取り計らい願います。

記

法務局の職員が対面、電話及びウェブ会議により利用者に対応する事務の時間（以下「窓口対応時間」という。）は、令和９年１月４日から、午前９時から午後４時までとする。

ただし、事務の性質上、窓口対応時間以外の時間で対応する必要がある場合には、この限りでない。

法務省民総第８６８号
令和８年１０月２７日

法務局総務部長　殿
法務局民事行政部長　殿
法務局人権擁護部長　殿
法務局訟務部長　殿
地方法務局長　殿

法務省民事局総務課長
法務省人権擁護局総務課長
法務省訟務局訟務企画課長
（　公　印　省　略　）

法務局及び地方法務局における窓口事務の対応時間について（依命通知）

標記については、本日付け法務省民総第８６７号民事局長、人権擁護局長及び訟務局長通達（以下「本件通達」という。）により定められたところですが、これに伴う窓口対応時間の取扱い等については、下記の点に留意するよう、貴管下職員に周知方お取り計らい願います。

なお、令和５年９月１５日付け法務省民総第９８７号当職ら依命通知「働き方改革推進のための法務局及び地方法務局における窓口事務の対応時間に関する基本方針について」については、令和９年１月３日をもって廃止します。

おって、本通知において使用する用語は、本件通達において使用する用語の例によります。

記

第１　通達が発出された背景等

法務局の窓口事務の対応時間については、働き方改革の推進等を目的とし、令和６年１月から、午前９時から午後５時までに短縮する取扱いを導入したところであるが、業務の効率化及び働き方改革の更なる促進を図る観点から、

登記の審査等のために集中した時間を確保する必要があること、社会全体として窓口時間を短縮する傾向が強まっていること及びオンライン化・デジタル化の進展により法務局の窓口を利用しなくても利用者が手続を行うことができることを踏まえ、利用者の影響も考慮しつつ、窓口事務の対応時間を更に短縮することとされ、本件通達が発出されたものである。

第２　窓口対応時間の運用について

１　窓口対応時間

窓口対応時間は、令和９年１月４日から、午前９時から午後４時までとすることとされた。

２　対象事務

窓口対応時間は、事務の性質上、窓口対応時間以外の時間で対応する必要がある場合を除き、利用者に対する全ての事務が対象とされた。

窓口対応時間以外の時間で対応する必要がある場合としては、次に掲げる事務を行う場合が考えられる。

(1) 公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第９２条の規定に基づく選挙供託の申請等に関する事務を行う場合

(2) 人権相談に関する事務を行う場合

(3) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成１３年法律第３１号）に基づく宣誓認証に関する事務を行う場合

(4) 窓口対応時間について理解を求めたが、窓口対応時間以外の時間での窓口対応を希望された事務を行う場合

３　留意事項

法務局は、窓口対応時間の運用に際し、窓口以外で国民が利用することができる方法（オンライン手続、登記情報提供サービス等）について、更なる利用促進に努めるものとする。

第３　実効性を高めるための取組

窓口対応時間の運用の実効性を高めるため、法務局においては、庁舎事情等も踏まえつつ、次に掲げる取組を確実に実施し、利用者の理解を得るものとする。

１　来庁者への取組

法務局の来庁者への窓口対応時間の理解の増進を図るため、次に例示する取組を実施するものとする。これらのうち、(3)、(4)及び(8)以外は、原

則として、全ての法務局において実施するものとする。また、上記第２の２(4)により窓口対応時間以外の時間に窓口事務を行った場合には、当該利用者に対し、次回以降の窓口の利用における協力を依頼するものとする。

(1) 窓口対応時間以外の時間における、事務室入口の閉扉又は窓口の閉鎖のいずれか（ただし、施錠はしないこと。）及び入口付近への立札等の設置

(2) 窓口対応時間以外の時間における来庁者の安全性を確保した上での待合室等の消灯

(3) 窓口対応時間以外の時間における電話の自動音声切替え

(4) 音楽放送等による窓口対応時間の開始時刻又は終了時刻の案内

(5) 法務局の庁舎内におけるポスター等の掲示

(6) 窓口近辺におけるチラシ等の備置き

(7) オンライン手続、登記情報提供サービスの利用案内用のチラシ等の備置き

(8) 庁内放送等による窓口対応時間の案内

２　関係団体等への取組

司法書士会及び土地家屋調査士会に対しては、令和６年１月から窓口の利用を午後４時までとする協力を、裁判所、税務署、地方公共団体等の官公署に対しては窓口対応時間の取組への協力を、それぞれ依頼しているが、本件通達が発出された背景等を踏まえ、より徹底した協力を求めるものとする。また、窓口以外で利用することができる方法（オンライン手続、登記情報提供サービス、登記情報連携等）についても、更なる利用促進に努めるものとする。

３　国民一般への取組

国民一般に向けた周知のため、法務局ホームページへの掲載やＳＮＳ等による広報等を行うものとする。

４　事前準備

窓口対応時間の取組をより実効性のあるものとするため、法務局においては、本月３０日から、上記１から３までに掲げた取組（１の(1)から(4)までを除く。）を順次実施し、利用者の理解を得られるよう努めるものとする。

令和８年１０月２７日現在

窓口対応時間の見直しに関する
問合せ対応集

目次

問 1 現在の窓口対応時間とは、どのようなものなのか（一般利用者対応）。 ..... - 1 -

問 2 見直し後（令和９年１月４日以降）の窓口対応時間は、どのようなものなのか（一般利用者対応）。 ..... - 1 -

問 3 なぜ、午前９時から午後４時までに変更することにしたのか（一般利用者対応）。 ..... - 1 -

問 4 見直し後の法務局の窓口対応時間（午前９時から午後４時まで）はどこで決まっているのか（法的根拠はあるのか。）。 ..... - 1 -

問 5 法務局の窓口取扱時間（午前８時３０分から午後５時１５分まで）はどこで決まっているのか（法的根拠はあるのか。）。 ..... - 2 -

問 6 窓口対応時間を設定すること（窓口事務の取扱時間を短縮すること）は、違法ではないか。 ..... - 2 -

問 7 窓口対応時間の変更により、行政サービスの質が低下するのではないか。 ..... - 2 -

問 8 なぜ選挙供託に関する事務を対象外としているのか。 ..... - 2 -

問 9 なぜ人権相談に関する事務を対象外としているのか。 ..... - 3 -

問 10 なぜＤＶ防止法に基づく宣誓認証に関する事務を対象外としているのか。 ..... - 3 -

問 11 押印証明や確定日付についても、窓口対応時間の対象となる事務に含まれるのか。 ..... - 3 -

問 12 登記事務における補正対応は窓口対応時間の対象となる事務に含まれるのか。 ..... - 3 -

問 13 受領証の交付についても、窓口対応時間の対象事務になるのか。 - 4 -

問 14 法務局から補正の電話があったため折り返し電話したので、対応してほしい（一般利用者からの電話が窓口対応時間以外の時間にあった場合。）。 ..... - 4 -

問 15 ●●事務についても、○○であることから、対象外とすべきではないか。 ..... - 4 -

問 16 いずれは窓口対応時間を更に短縮することや、窓口対応時間外は一切対応しないといった取扱いに変更することを考えているのか。 - 4 -

問 17 全国の法務局で窓口対応時間を見直しているのか。 ..... - 5 -

問 18 （合同庁舎などにおいて、）●●（他の行政機関）の窓口の取扱はどうなっているのか。法務局と同じく午前９時から午後４時までなのか。 ..... - 5 -

問 19 電話での問合せ時間についても短縮されるのか。 ..... - 5 -

問 20 オンライン申請の利用時間も短縮されるのか。 ..... - 5 -

問 21 窓口申請とオンライン申請とで公平性に問題が生じるのではないか。 ..... - 5 -

問 22 窓口対応時間の対象として、司法書士や土地家屋調査士等の資格者や行政機関の職員も含まれているのか（一般利用者対応）。 - 5 -

問 23 （窓口対応時間に協力をしている司法書士又は土地家屋調査士から）業務上どうしても本日中に対応する必要があるので、窓口対応をしてほしいと言われた場合は、どうすべきか。 ..... - 6 -

問 24 （司法書士又は土地家屋調査士から）窓口対応時間には一切協力はしないので窓口対応時間以外の時間に窓口対応をするよう強く求められた場合は、どうすべきか。 ..... - 6 -

質疑	回答
問1　現在の窓口対応時間とは、どのようなものなのか（一般利用者対応）。	窓口対応時間は、法務局職員の働き方改革を推進するため、令和６年１月４日から開始した取組です。 具体的には、これまで「午前８時３０分から午後５時１５分まで」としていた法務局の窓口の利用時間を、利用者の皆様の協力を前提として、「午前９時から午後５時まで」としているものです。
問2　見直し後（令和９年１月４日以降）の窓口対応時間は、どのようなものなのか（一般利用者対応）。	令和６年１月から、午前９時から午後５時までとする窓口対応時間の運用を行っておりましたが、①審査等のために集中した時間を確保する必要があること、②社会全体として窓口の受付時間を短縮する傾向が強まっていること及び③オンライン化・デジタル化の進展により法務局の窓口を利用しなくても手続を行うことができることを踏まえ、令和９年１月４日から、窓口対応時間を午前９時から午後４時までとするものです。
問3　なぜ、午前９時から午後４時までに変更することにしたのか（一般利用者対応）。	①審査等のために集中した時間を確保する必要があること、②社会全体として窓口の受付時間を短縮する傾向が強まっていること及び③オンライン化・デジタル化の進展により法務局の窓口を利用しなくても手続を行うことができることを踏まえ、令和９年１月４日から、窓口対応時間を午前９時から午後４時までに変更するものです。 本取組について、御理解をお願いします。
問4　見直し後の法務局の窓口対応時間（午前９時から午後４時まで）はどこで決まっているのか（法的根拠はあるのか。）。	見直し後の窓口対応時間は、法令上の定めはありませんが、利用者の皆様の御協力のもと実施するものです。

問5　法務局の窓口取扱時間（午前８時３０分から午後５時１５分まで）はどこで決まっているのか（法的根拠はあるのか。）。	法務局の窓口取扱時間は、法令上の定めはなく、職員の勤務時間に合わせているものです。 なお、職員の勤務時間は内部規定（訓令）で定められています。 ※「法務局及び地方法務局に勤務する職員の勤務時間の特例に関する訓令」（平成 11 年 9 月 22 日付け人服訓 2125 大臣訓令）
問6　窓口対応時間を設定すること（窓口事務の取扱時間を短縮すること）は、違法ではないか。	法務局の窓口事務の取扱時間について、法令の定めはないため、利用者に協力を求める窓口対応時間を設定することは法令に違反するものではないと考えています。
問7　窓口対応時間の変更により、行政サービスの質が低下するのではないか。	窓口対応時間の変更に当たっては、行政サービスの質の維持の観点から、なるべく利用者の皆様への影響が少ない時間設定とするほか、利用者の皆様の協力を前提とすることとしていますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。 また、法務局の主な手続は、窓口への来庁が不要なオンライン申請等が可能となっておりますので、ぜひ御利用ください。
問8　なぜ選挙供託に関する事務を対象外としているのか。	選挙供託は、民主主義の根幹をなす公職選挙制度に関する事務であり、その公共性の高さを考慮して、対象外としているものです。 ※選挙供託について（法務省ホームページから） 各種の選挙において公職の候補者になろうとする者、候補者を推薦しようとする者、その団体に属するものを候補者としようとする政党その他の団体（候補者届出政党）は、当該選挙の期日の公示又は告示があった日に、文書でその旨を当該選挙長に届け出る必要があり、この届出をするためには、立候補届出人等は、立候補

	しようとする選挙の区分に応じ、定められている額の金銭又はそれに相当する額面の国債証券（振替国債を含みます。）を供託しなければなりません。 　また、衆議院及び参議院の比例代表選出議員の選挙においては、一定の要件を満たす政党その他の政治団体が、その名称並びにその所属する者の氏名及びそれらの間における当選人となるべき順位を記載した名簿を選挙長に届け出ることにより、名簿登載者を当該選挙における候補者とすることができますが、これらの場合も、定められている額の金銭又はこれに相当する額面の国債証券（振替国債を含みます。）を供託しなければなりません。
問9　なぜ人権相談に関する事務を対象外としているのか。	人権相談の中には、虐待やＤＶといった生命・身体に直接関わるような緊急性の高いものがあることを考慮して、対象外としているものです。
問10　なぜＤＶ防止法に基づく宣誓認証に関する事務を対象外としているのか。	ＤＶ防止法に基づく宣誓認証は、裁判所への保護命令の申立てのために必要となるものであり、生命・身体に直接関わる緊急性の高いものであることを考慮して、対象外としているものです。
問11　押印証明や確定日付についても、窓口対応時間の対象となる事務に含まれるのか。	窓口対応時間の対象となる事務に該当しますので、午前９時から午後４時までの間に御利用をお願いします。
問12　登記事務における補正対応は窓口対応時間の対象となる事務に含まれるのか。	対面による補正や、電話による問合せは、窓口対応時間の対象となる事務に該当しますので、午前９時から午後４時までの間に補正をお願いします。 　なお、オンラインで申請した場合には、平日午前８時３０分から、午後１１時まで、土日祝は午前８時３０分から午後６時までシステムを利用することが可能ですので、オンライン申請を、ぜひ御利用ください。

問13　受領証の交付についても、窓口対応時間の対象事務になるのか。	受領証の交付についても、窓口対応時間の対象となる事務に該当しますので、午前９時から午後４時までの間に御利用をお願いします。 また、窓口対応時間中に請求をされた場合であっても、受領証の交付請求が大量であるときには、窓口対応時間内で対応することが困難となり、翌日交付となる可能性があります。申請・請求前に申請先の登記所に御相談願います。 なお、オンラインで申請した場合には、システム上で申請の受付状況を確認することができますので、オンライン申請を、ぜひ御利用ください。
問14　法務局から補正の電話があったため折り返し電話したので、対応してほしい（一般利用者からの電話が窓口対応時間以外の時間にあった場合。）。	（留守番電話に、法務局に電話や来庁される場合には、午前９時から午後４時までの窓口対応時間内でお願いすることを伝えている前提。） 事前にお知らせさせていただいたとおり、法務局では窓口対応時間の取組を行っております。お急ぎでない場合には、午前９時から午後４時までの間に改めて御連絡をしていただきますよう、御協力をお願いします。
問15　●●事務についても、○○であることから、対象外とすべきではないか。	●●事務について、対象外とはしていませんが、午前８時３０分から午前９時までの間及び午後４時から午後５時１５分までの間においても、お急ぎの場合など、窓口対応時間への御協力ができない事情がある場合には、対応することができますので、職員までお声かけください。
問16　いずれは窓口対応時間を更に短縮することや、窓口対応時間外は一切対応しないといった取扱いに変更することを考えているのか。	当面は、窓口対応時間を午前９時から午後４時までに見直すことについて、利用者の皆様の御理解・御協力をいただけるよう、取り組んでいきたいと考えています。

問17　全国の法務局で窓口対応時間を見直しているのか。	全国の法務局で窓口対応時間の見直しを行っています。
問18　（合同庁舎などにおいて、）●●（他の行政機関）の窓口の取扱はどうなっているのか。法務局と同じく午前９時から午後４時までなのか。	今回の窓口対応時間の設定は、法務局独自の取組として行っているものです。 お手数ですが、●●に直接お問合せ願います。
問19　電話での問合せ時間についても短縮されるのか。	電話による対応についても、午前９時から午後４時までとしております。 なお、人権相談など窓口対応時間以外の時間も対応する事務については、午前８時３０分から午後５時１５分まで（専用ダイヤル等により）対応しております。
問20　オンライン申請の利用時間も短縮されるのか。	オンライン申請の利用時間は、窓口対応時間の変更後もこれまでどおりであり、短縮はされません。 なお、登記・供託オンライン申請システムの利用可能時間を令和８年８月から延長しております（平日の午前８時３０分から午後１１時まで、土日祝日は午前８時３０分から午後６時まで）。 ただし、（不動産登記など）申請当日の受付の対象は、従前どおり、平日の午後５時１５分までに申請が完了したもののみとなりますので、御注意願います。
問21　窓口申請とオンライン申請とで公平性に問題が生じるのではないか。	窓口申請について、利用者が希望される場合には、これまでと同様に午前８時３０分から午後５時１５分まで受付を行いますので、公平性の問題が生じることはないものと考えています。
問22　窓口対応時間の対象として、司法書士や土地家屋調査士等の資格者や行政機関の職員も含まれているのか（一般利用者対応）。	窓口対応時間の取組は、資格者や行政機関の職員も含めて、全ての利用者に対して御協力をお願いしています。

問23　（窓口対応時間に協力をしている司法書士又は土地家屋調査士から）業務上どうしても本日中に対応する必要があるので、今回については、窓口対応をしてほしいと言われた場合は、どうすべきか。	本件については対応しますので、引き続き、窓口対応時間への御協力をお願いします。
問24　（司法書士又は土地家屋調査士から）窓口対応時間には一切協力はしないので窓口対応時間以外の時間に窓口対応をするよう強く求められた場合は、どうすべきか。	理解の得られなかった資格者に対して窓口対応を行う前に、以下のようなお願いをすることが考えられます。 ○対応例 （御指摘のとおり、窓口対応時間は、利用者の御協力のもとに実施している制度です。） 御承知のとおり、窓口対応時間の取組については、令和６年１月から、一般の方よりも１時間短い午後４時までの窓口対応時間の取扱いに協力いただき、当局でも多くの資格者の皆様の御協力のもと、円滑な運用ができております。 今回の見直し後の窓口対応時間の取扱いについては、資格者ではない一般の利用者に対しても一律に協力をお願いするものですので、一般の方の協力を得るためにも、資格者の皆様には、引き続き、率先した協力をお願いいたします。 ※　協力が得られず、継続して窓口対応時間以外の時間に窓口対応を求めてくる場合には、各単位会を通じて会員へ協力を求めることも考えられるため、当該発言をした者は資格者本人なのか、補助者なのかも含め、適宜把握しておくことも有用と思われる。 また、補助者の発言であれ、資格者本人の指示なのかを確認しておくことも有用と思われる。